東日本大震災調査特別委員会資料（４）

平成２８年４月１１日
産　業　部　商　工　課

事業用仮設施設の入居期限と今後の見通しについて

１　事業用仮設施設の今後の取扱い方針

方針１
　平成３０年度末までに完成後５年を経過する独立行政法人中小企業基盤整備機構が建設した仮設施設については，土地所有者の了解を得られる場合，同機構が発表した仮設施設有効活用等助成事業の助成期間の延長を活用して，仮設施設の貸与期間を延長する。

方針２
　完成後５年を経過した独立行政法人中小企業基盤整備機構が建設した仮設施設で，譲渡を希望される場合については，速やかに無償譲渡し，本設再建とする。

○　無償の理由
- 　商店など小規模事業者の事業継続を図る観点
- 　国から無償で譲渡を受けた施設であること

○　譲渡対象施設
　自己所有地又は土地所有者との調整が整った土地に建設されている仮設施設

○　譲渡対象者
　仮設施設入居者又は土地所有者

方針３
　土地区画整理地内に建設されているなど延長も譲渡もできない仮設施設については，他の仮設施設への集約移転等活用可能な手法を用いて継続を図りながら，本設移転を促していく。

２　平成２８年度中の撤去見通しについて

　本市では，平成２３年から平成２７年にかけて６７件の事業用仮設施設が建設され，７件が撤去済みである。そのうち３件が公共補償により，再建されていることから，現在，６３件となっており，平成２８年度の撤去見通し等は下表のとおりである。

年度	完成後５年を経過する施設数	２８年度撤去予定件数		延長又は譲渡可能施設数
		土地区画整理事業による撤去	入居者・土地所有者都合による撤去	
２８	２８件	４件	３件	２１件
２９	２８件	４件	未定	２４件
３０	５件	－	未定	５件
３１	１件	－	未定	１件
３２	２件	－	未定	２件
計	６４件	８件	３件	５３件

※　表では，紫市場を２件とカウントしていることから施設数が６４件となっている。